

食品衛生管理の国際標準化に関する意見書

食品の衛生管理は、先進国を中心にH A C C Pが義務化されていますが、我が国においては、H A C C Pの導入が遅れています。食品流通の国際化を目指し、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等を見据えた我が国の食品衛生管理の水準を国内外に示す必要があります。そのため、厚生労働省では、国内の食品の安全性の更なる向上のためにH A C C Pによる衛生管理の制度化等、食品衛生規制の見直しを進めています。

農林水産省の調査によると、食品製造業におけるH A C C Pの導入状況は、売上げが100億円以上の大手企業だけでみると8割以上である一方、小規模事業所を含めた食品製造業全体では3割以下にとどまっています。また、食品衛生法の営業許可業種は34業種ですが、これら以外に都道府県等の条例で許可業種となっているものもあります。

食品用器具及び容器包装についても、欧米等で使用が禁止されている物質であっても、個別の規格基準を定めない限り直ちに規制できないなどの課題があります。さらには、厚生労働大臣又は都道府県知事からの回収命令や廃棄命令によらず事業者が自主的に食品の回収等を行った場合、食品衛生法にはその報告を義務付ける規定がありません。

そこで、食品流通の多様化や国際化等を踏まえ、食品衛生管理の制度の見直しを進め食品の安全の確保を図るべきです。

よって、墨田区議会は、政府に対し、下記事項について取り組むよう強く要望します。

記

- 1 消費者の食の安全確保等を第一に考え、食品の製造・加工、調理、販売等のフードチェーン全体での取組を進め、衛生管理を可視化する仕組みを作ること。
- 2 H A C C Pによる衛生管理の制度化に当たっては、食品ごとの特性や事業者の状況等を踏まえ、小規模事業者等の自主的な取組を支援し、実現可能な方法で十分な準備期間を設け取組を進めること。
- 3 すべての食品事業者がH A C C Pによる衛生管理に取り組むことを踏まえ、営業許可制度の見直しも合わせて進めること。その際には、安全性の定期検査の実施、施設基準などを定める都道府県等の条例に配慮すること。
- 4 食品用器具・容器包装の規制にポジティブリスト制度の導入を検討するなど、欧米等との整合性を図ること。
- 5 食品事業者が製造した製品や輸入した製品を自主回収する場合には、その情報を把握する仕組みを検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成29年9月 日

墨田区議会議長名

内閣総理大臣 }
厚生労働大臣 } あて